

議案第 4 号 北海道職員等の退職手当に関する条例及び北海道職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例及び北海道職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第 2 項」に改める。

(北海道職員等の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 北海道職員等の再任用に関する条例（平成13年北海道条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第15条から第18条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等）

第15条 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条、次条及び第18条の4において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条並びに次条第5項及び第6項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限までに納付し、又はその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（徴収猶予の申請書の記載事項等）

第16条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の

詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか
(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)
 - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額

- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 第1項第5号に掲げる事項
 - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号に掲げる事項
 - (5) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない

特別の事情があるときは、その事情)

(6) その他知事が必要と認める事項

6 法第15条の2第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号に掲げる書類

(2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

7 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び前項第3号に掲げる書類とする。

8 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等)

第17条 第15条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条、次条第1項及び第18条の4において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（次項及び次条第2項において「職権による換価の猶予の期間の延長」という。）について準用する。

2 前項において準用する第15条第1項又は第3項の場合において、知事は、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予の期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに、これらに係る徴収金を分割して納付し、又は納入させるものとする。

(職権による換価の猶予等に係る提出書類)

第18条 法第15条の5の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第16条第2項第2号に掲げる書類

- (2) 当該職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 当該職権による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

2 法第15条の5の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

第18条の次に次の3条を加える。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等)

第18条の2 第15条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条から第18条の4までにおいて「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（次項並びに次条第4項及び第5項において「申請による換価猶予の期間の延長」という。）について準用する。

2 前項において準用する第15条第1項又は第3項の場合において、知事は、当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価猶予の期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに、これらに係る徴収金を分割して納付し、又は納入させるものとする。

(申請による換価の猶予の申請期間等)

第18条の3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額
- (6) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他知事が必要と認める事項

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 当該申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

4 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税

目、納期限及び金額

- (2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第2項第5号に掲げる事項
 - (5) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- （担保を徴する必要がない場合）
- 第18条の4 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予の期間が3月以内である場合及び担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- 第20条の3中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」とい

う。)」を「政令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第15条、第16条及び第18条の4（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条、第18条及び第18条の4（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の2、第18条の3及び第18条の4（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

説 明

地方税法の改正に鑑み、道税に係る徴収の猶予及び職権又は申請による財産の換価の猶予に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道流域下水道条例の一部を改正する条例案

北海道流域下水道条例の一部を改正する条例

北海道流域下水道条例（昭和54年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第8条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

第9条中「第25条の2第2項」を「第25条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

下水道法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道熊石高等学校の項及び北海道奥尻高等学校の項を削り、同表中「北海道旭川凌雲高等学校」を「北海道旭川永嶺高等学校」に改める。

別表第2 北海道札幌養護学校の項を次のように改める。

北海道札幌養護学校	(本校)	札幌市
	共栄分校	北広島市

別表第2 北海道札幌視覚支援学校の項の次に次のように加える。

北海道札幌伏見支援学校	(本校)	札幌市
	もなみ学園分校	札幌市
北海道札幌あいの里高等支援学校		札幌市

別表第2 北海道旭川養護学校の項の次に次のように加える。

北海道旭川高等支援学校	旭川市
-------------	-----

別表第2 北海道帯広養護学校の項の次に次のように加える。

北海道新得高等支援学校	新得町
-------------	-----

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

新たに札幌伏見支援学校等を設置し、熊石高等学校及び奥尻高等学校を廃止（奥尻高等学校は奥尻町に移管）するとともに、旭川凌雲高等学校の名称の変更等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。